

区市町村発達検査体制充実緊急支援事業の実施状況

事業概要

- 区市町村が実施する児童の発達障害の早期発見に関する検査体制を充実させる取組に対し、東京都による補助を実施し、発達障害児の早期発見及び早期支援につながる体制を緊急支援する。
- 補助対象経費
 - (1) 検査を行う心理職等専門職の増員に要する経費
 - (2) 発達検査の外部委託経費のうち、検査体制の充実のため新たに要する経費
 - (3) 発達検査に必要な費用を負担軽減するため、新たに補助・助成事業を行う場合に要する経費
- 補助基準額 最大20,000千円(18歳未満の児童人口により区分)
- 補助率 1/2

予算額

○ 210,000千円

実施自治体数

○ 実施自治体：25自治体
(12区・11市・1町・1村)

実施内容（事業計画書から計数）

- 心理士等の雇用 23自治体
- 発達検査キット購入 5自治体
- その他事項 1自治体
- ※ 単一自治体での複数項目申請の事例あり

実施自治体の事業効果等

- 人員増に伴う発達検査等対応可能数の増が、発達検査待機期間の短縮に結び付いている。
- 診察の件数が増えており、今までより多くの需要に対応できるようになった。つまり潜在ニーズの掘り起こしがあったということと考えられ、発達検査必要数は今後も高水準で推移する可能性が高い。
- 人員増により待機期間縮減の効果はあるが、発達障害のタイプの多様化により、1件当たりの所要時間が増加傾向にあり、この傾向が続くと現状のペースを維持するのは難しい。
- 本事業を活用し検査体制を拡充しているが、この体制を維持するには補助が必要である。
- 都からの補助は今後も継続的に実施されることが望ましい。